

# 家庭教育ミニ講座

## —子どもがすこやかに育つために—

1

### おもな内容

- 1 家庭教育のお願い
- 2 相談できる窓口など

2

# 1 家庭教育のお願い



3

## 家庭教育はすべての教育の出発点

子どもたちにとって「家庭」は安らぎのある楽しい居場所  
社会へ巣立っていくために欠かせない場所

**親の笑顔が子どもの笑顔をつくれます**

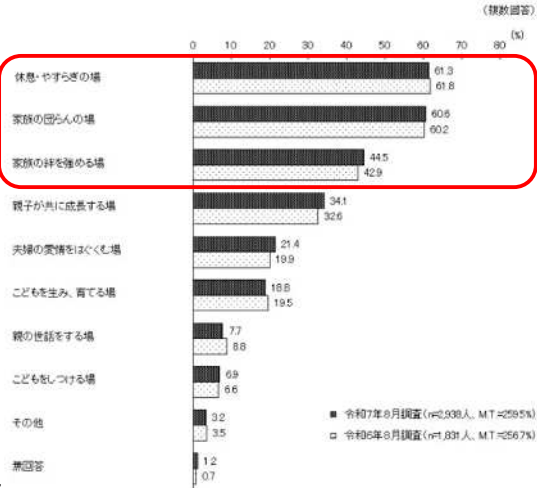
4

## 子どもたちの家庭への願い

“家族のみんなが  
楽しく過ごす”



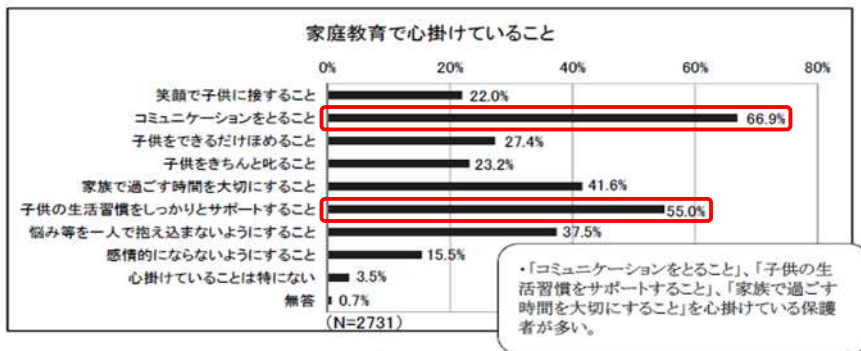
家族が協力できる、  
安らぎのある楽しい家庭  
をつくりましょう



内閣府 国民生活に関する世論調査 (令和7年8月調査)

5

## 家族とのつながりは人とかかわる力の基盤



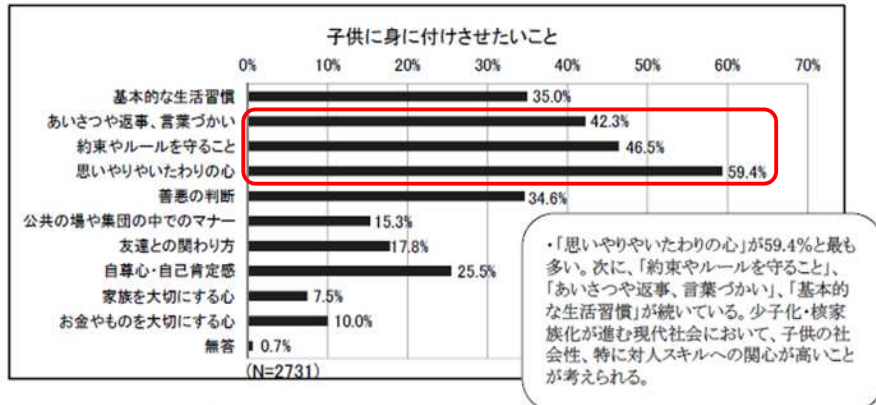
愛知県教育委員会 令和元年度「家庭教育に関する調査結果」より

忙しいときも手を止めて、お子さんと目を合わせて話を聞きましょう  
様々な親子の体験を通して、楽しさや感動を共有しましょう

**自分に関心をもって接してもらえるのはうれしいことです！**

6

## 今、子どもたちに必要なことは？

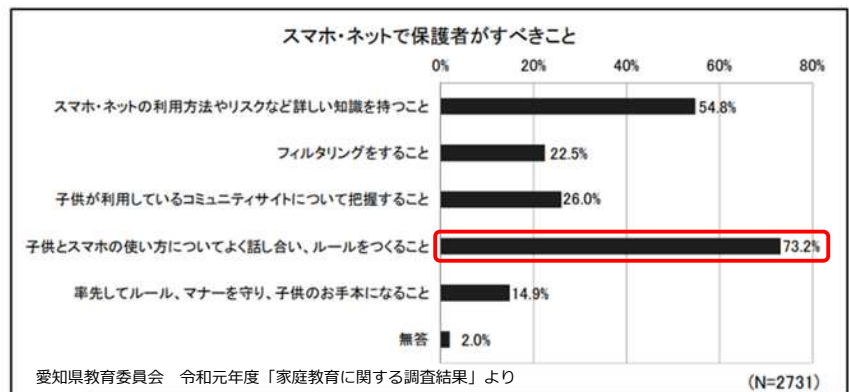


愛知県教育委員会 令和元年度「家庭教育に関する調査結果」より

家族で大切にしていきたいことを話し合う機会を設けてみてはいかがでしょうか。

7

## スマホ・ネットの使い方が必要なことは？



・スマホ・ネットに関して「子供とスマホの使い方についてよく話し合い、ルールをつくること」を親としてすべきことと考えている割合が73.2%と最も多い。次いで、「スマホ・ネットについての利用方法やリスクなど詳しい知識を持つこと」が54.8%と多い。スマホやネットの正しい知識を持ち、子供とよく話し合うことが大切であると考えている保護者が多いことがうかがわれる。

スマホやネットの使い方についても話題に

8

## デジタル・シティズンシップ教育について

子どもたちが犯罪に巻き込まれないように、  
ゲーム依存にならないように、  
スマートフォンやゲーム機の使い方について、  
親子で話し合っテルールを決めましよう

### スマートフォン・携帯電話 利用ガイドライン

#### 「豊田のルール4か条」

- ① 家族以外には夜9時以降はかけません
- ② フィルタリングサービスを受けます
- ③ ながらスマホ・携帯はしません
- ④ 人の心を傷つける書き込み、投稿はしません



9

## ほめ方・叱り方

- 1 良いことをしたときはしっかりほめましよう
  - ・自分を大切に思ふ気持ち（自尊感情）が育ちます
- 2 間違った行いは子どもにわかりやすく伝えましよう
  - ・感情にまかせて叱る ✕
  - ・子どもの心や身体を傷つける叱り方 ✕
- 3 一人一人の子どもの個性を尊重ましよう
  - ・育てやすい子も育てにくい子もいます
  - ・特別な支援が必要な子もいます

→子育てで困ったら保護者だけで悩まらずに相談ましよう



10

## 体罰等によらない子育てをしましょう！

- ・言うことを聞かないので頬を叩いた
- ・長時間正座をさせた
- ・宿題をしないので夕食を与えなかった
- ・とじこめる、家から閉め出す
- ・無視、人格を否定、けなす

これらは全て **体罰** です  
(しつけではありません)

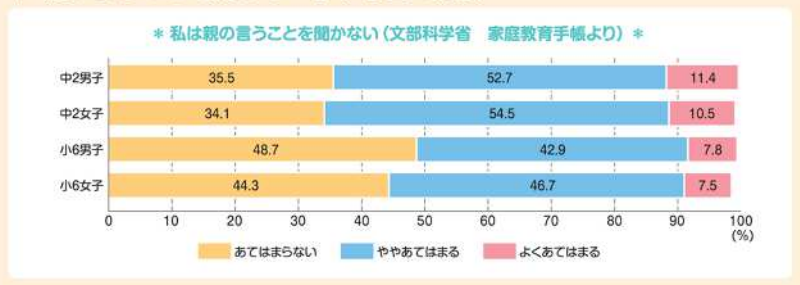
子どもへの体罰は法律で禁止されています！

どうすればよいのか、言葉がけや手本を示すなど、  
本人が理解できる方法で伝えましょう

11

## 思春期の子ども理解

### ◆ 親の言うことを聞かない小中学生の意識



思春期の子どもは心は揺れ動いています  
子どもの心に寄り添う言葉がけを意識しましょう  
親は子どもの鏡です

**思春期の親子関係には信頼が一番大切です**

話せばわかるとは限らないが、  
話さなければもっとわからない。

12

## 家庭での子どもの様子

子どものSOSのサイン  
(日頃と違う様子) に注意しましょう



### 行動のサイン

- ・朝起きられない
- ・投げやりな態度
- ・自傷行為
- ・過食や拒食
- ・行き渋り

### こころのサイン

- ・イライラしている
- ・死にたいと言う
- ・妙に明るい
- ・笑わない
- ・消えちゃいたいと言う

### 身体のサイン

- ・疲れやすい
- ・食欲がない
- ・眠れない
- ・不調が続く

子どもからのサインに気づいたら、  
子どものつらさに耳を傾けましょう

13

## いじめの防止等に関する条例の制定

「豊田市いじめの防止等に関する条例」 制定  
令和8年4月施行



### 保護者の役割 第6条

- ・子どもの良き手本
- ・規範意識や他人を思いやる心
- ・安全の確保
- ・関係機関や関係者と協力する

### 子どもの役割 第7条

- ・行ってはならない
- ・自分を大切にし、周りを思いやる
- ・何ができるか考える
- ・周りの人に相談する

子どもが安心して生活し、  
健やかに学び育つことができる社会を実現する

14

## まとめ

# 思いやりのある子どもを育てましょう

思いやりは家族の優しさから学びます

### 1 子どもの声に耳を傾けましょう

親子で楽しい時間を過ごしましょう

### 2 いじめをしない子を育てましょう

いじめは人間として許されないことであることを家庭内で話題にしましょう

### 3 人を差別しないようにしましょう

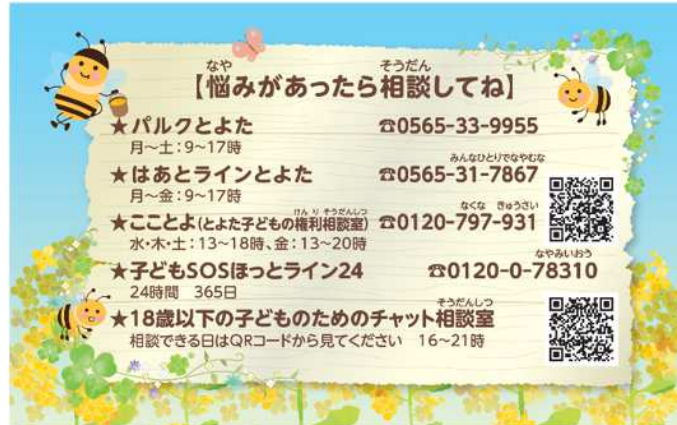
親自身が差別をしないことを子どもに示しましょう



## 2 相談できる窓口など

## 子ども向けの電話相談など

子どもが困ったら相談できる大人がいることも大切です



学校で全員の子どものカードを配付しています

17

## 保護者向けの相談窓口

子育てで困ったら、一人で悩まずに相談してみましょう

### 1 豊田市の相談機関

- ・青少年相談センター パルクとよた（学校や子どもに関する相談）
- ・こども相談課 家庭児童相談室（養育に関する相談）
- ・こども発達センター（発達に関する相談）
- ・よりそい支援課（福祉の総合的な相談）
- ・小・中学校にいるスクールカウンセラー（子どもに関する相談）
- ・小・中学校をまわるスクールソーシャルワーカー（学校や子どもに関する相談）

### 2 愛知県の相談機関

- ・愛知県豊田加茂児童・障害者相談センター  
（子どもや障がいに関する相談）
- ・愛知県総合教育センター（学校や子どもに関する相談）

18